

平成 2 2 年第 1 回 邑楽町議会定例会議事日程第 4 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日（木曜日） 午前 1 0 時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度 邑楽町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度 邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度 邑楽町老人保健特別会計予算
- 第 4 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度 邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度 邑楽町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度 邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度 邑楽町学校給食事業特別会計予算
- 第 8 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度 邑楽町水道事業会計予算

- 追加議事日程
- 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度 邑楽町一般会計予算撤回の件
 - 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度 邑楽町国民健康保険特別会計予算撤回の件
 - 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度 邑楽町老人保健特別会計予算撤回の件
 - 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度 邑楽町後期高齢者医療特別会計予算撤回の件
 - 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度 邑楽町介護保険特別会計予算撤回の件
 - 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度 邑楽町下水道事業特別会計予算撤回の件
 - 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度 邑楽町学校給食事業特別会計予算撤回の件
 - 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度 邑楽町水道事業会計予算撤回の件

○出席議員（１６名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
1 0 番	小 島 幸 典 議員	1 1 番	立 沢 稔 夫 議員
1 2 番	小 倉 修 議員	1 3 番	横 山 英 雄 議員
1 4 番	本 間 恵 治 議員	1 5 番	細 谷 博 之 議員
1 6 番	相 場 一 夫 議員	1 7 番	石 井 悦 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
河 内 登	教 育 長 職 務 代 理 者 学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
小 倉 章 利	生 活 環 境 課 長
神 山 均	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
大 舩 一	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○相場一夫議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

〔午前10時00分 開議〕

○相場一夫議長 金子町長から発言の申し出がありましたので、許可をします。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議長のお許しをいただきまして、おわびとお願いをさせていただきます。

平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議案について、おわびとお願いをさせていただきます。

3月10日に平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、ご承認をいただき、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金において3,000万円の減額補正を行いました。その後支払い額に不足が生じたことが判明いたしました。調査の結果、単純な計算ミスと確認が不十分であったことが原因でした。12カ月分を11カ月分支払ったところで不用額が出ると判断してしまい、1カ月分の不足を生じてしまいました。このような事態を起し、まずもって心よりおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

今後は、このことを心にして再発防止に努め、適正な事務処理に全力を挙げる所存でございますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会中の補正ですと、一事不再議に触れるおそれがありますので、改めて今月中に臨時会をお願いしたいと考えております。あわせて、この臨時会に、平成22年度一般会計予算についても課設置条例が可決成立しなかったこと等により、平成22年度邑楽町一般会計予算（案）についてそごを来す部分が生じております。この件につきましても一般会計補正予算（第1号）として提出いたしたく、重ねてお願い申し上げます。大変申しわけありませんでした。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま町長のほうから謝罪のお話でしたが、このことにつきましては、各常任委員会で課長方から謝罪のお話がありました。本来ですと、町長が執行機関の最高責任者です。真っ先にあなたが謝罪するのが当然のことです。なぜ今になってしまったのか。あなたの部下が不祥事を起こしたのであれば、あなたがきちんと最初に謝るべきなのです。そのことを私は申し添えておきたいと思います。

それから、課の設置条例ですか、これが賛成少数で否決されました。そのときに、補正予算でシステム移転の委託料、そして役場庁舎サイン改修工事の費用が補正予算で盛り込まれておりました。

その対応が、本来であれば否決された時点で予算書を差し替えるのが当然のことの行動だと私は思っておりますが、補正で後でかえるというふうな総務課長のお話でございました。議会としてもこれをそのまま通してしまったことについては、私たちも勉強不足の部分がございましたけれども、その後に、今町長が申し出た後期高齢者支援金の減額補正が誤りであったとお話でございました。これは、会計年度経過後の予算の補正の禁止ということで、今年度中に補正をしなければ予算の執行ができなくなってしまう。そういうことです。この重みをきちんと受けとめてやるのであれば、きょうの来年度の予算の審議は、私はやってはならないと思っています。なぜなら、補正が通らないうちに新年度の予算を通すということは、順序からしたら完全に逆の話です。

しかも、新年度予算の中にもこの否決された課の設置条例の費用が盛り込まれています。それには、条例の中でも総計予算主義の原則、これにはきちんと事業の費用を盛り込み、きちんとそれが執行されるように予算を組むようになっております。その中に使わない予算が入っているとすれば、完全に間違っています。

私は、そういうことから、22年度の予算の審議をきょうこの場でやることは、邑楽町の行政の執行にとっても決していいこととは言えないと思っています。ですから、順序よく、臨時会を開いて補正予算をきちんとした対応の中で訂正をして、可決をした後に22年度の予算を私は議会に上程していただきたい、そういうふうに思っています。よろしく諮っていただきたいと思います。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 先ほどの国民健康保険の関係の中で不用額3,000万に対する臨時会の謝罪と説明があったわけですが、私たち議員も選挙で選ばれ、責任ある立場の中で審議しておるわけですが、だから、当然のごとく議長におかれましては、この失態は厳しい中で執行部にご指導されたかと私は思っておるわけですが、今回の議会は、教育委員の任命の中で指名して取り下げる、議案内容の提示までして、その後取り下げて、承認事項がカットされるというところから出発したわけですが、今回の補正予算は、邑楽町の課設置条例が補正予算の前に否決された。にもかかわらず、先ほど本間議員のほうから説明があったけれども、補正の中にその課設置条例、要するに機構改革をするための予算が入っていると。当然のごとく我々議員が否決したということであれば、これは不用額、不用額になるべきものを、不用額は使わない金ですから、それを補正予算に盛り込んであると、当然できるわけないのですよ。要らない金です。使わない金、それが入っていると。これは、補正として考えなければならないと。また、国民健康保険も11カ月で計算して、1カ月足らないと。3,000万足らないから、やったばかりで、また議員さんよと、3月中に臨時会を開きますから集まってくださいよと。この補正予算は、先ほど総計予算主義というようなことが出ましたけれども、この補正予算も審議する前に、何か違うのではなからうかなと、間違っているのではないかと。

それから、議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例は、書面による動議がなされて、動議が可決、原案が否決となったにもかかわらず、当初予算の中では生きておるのです。その総務・文教常任委員会での説明ですと、そのまま副町長の予算が計上してあると。これについても補正の中で考えていきたいと、当初予算の検討をするのに、近い定例会の補正予算でやるという説明もどうかと。どこの市町村でも当初予算を真剣に考えた中で、可決すれば6月補正というものはゼロでもいいというのが当初予算の重みかなと、総計予算主義かなと、私は思っているのです。後日補正による対応をしたいと、人件費、特別職のですね。

それから、2款1項総務管理費、6目企画費、担当課長の説明です。後日しかるべきときにかえると。後日しかるべきときというのはいつかなと私は思っていたのですが、これもあれではないですか、この2款1項総務管理費の6目企画費は、これ否決されたのですから、当然考えなければならないと思うのです。それも担当は、しかるべきときにかえると。ということは、しかるべきというのは近い定例会の補正ですか。私は、そういうふうに補正ということで考えているのです。要らないやつを載せているのですか、当初予算に。

それから、162ページの9款1項消防費、屋外広報事業、課長の説明によりますと、補正予算で組み替えをお願いすると、組み替え、課長の答弁も苦しいですね。当初予算に補正でお願いするというものが幾つも出ているのです。これは、問題が非常にでかいと思いますよ。

町長、参考事例でお話ししておきますが、あなたも39年役場に勤めたならわかっていると思うのですが、課長のことを思って、以前議会の中である議員が、「何々課長、これだけの事業をやるのにこれだけの事業費で足りるのですか」と、そういうふうに課長を思った中で質問した議員がいたのです。そうしましたら、もう定年になったベテランの課長ですが、「予算は少ないけれども、努力して、節約して、何とかこの事業を完成させたい」と、そう答えているのです。また、その課長もまた余計なことを言わなければいいのだけれども、その後、当初予算を立てるときに、その後ですよ、「どうしても足らなければ、議員にお願いして補正予算で考えたい」と、どうしても足らなければですよ。そうしたら、課長のためにその議員が質問している。思って質問しているのに、「当初予算を審議しているのに、どうしても足らなければ補正とは何だ」と、議会はそこでとまったのです。知っているでしょう、あなた。とまったのです。「当初予算を立てるときに、なぜ補正予算で足らなければやるのだ、とんでもない話だ」と。議会はそこでとまってしまったのです。暫時休憩して、それから何時間もたってから再開になった。その課長が、「私が言った後の補正予算を議事録から抹消していただきたい、私が申しわけなかった」と、その課長は謝ったのですよ、議員に。それで、議会在が再開されたという事例があるのです。

今回は、予算の中で議会が否決して不用の額が当初予算に載っているのです。それを説明するのにも、補正予算でやればいいのかという説明なのです。当初予算の審議の中で。それは、課長方々も苦しいでしょう、答弁が。

それは、町長、よく聞いてください。地方財政法第3条第1項、予算の編成というのがあるので、地方公共団体は法令に定めるところに従い、かつ合理的にこれを予算に計上しなければならない、これは地方財政法第3条第1項ですね。わかりますか、町長。

それから、地方自治法の中での総計予算主義、先ほど本間議員が説明していましたが、この地方自治法にも芳しくない。地方財政法それから地方自治法、この法律2つによっても今回の当初予算、補正予算にしても、あなた方は間違っただけを出しているのですよ。間違っただけをわかっていて審議してください。間違っただけは、差しかえなければだめでしょう、訂正がしてあったって。議員は、出せば賛成してくれるのだからいいと、そんな姿勢の中でどうやって審議するのですか、我々選ばれた議員が。

私もあちこちの市町村に聞きましたよ。3月で機構改革、課の設置条例を変更するのであれば、当然のごとく予算が絡まない12月か9月か、6月か4月か、1年前です。条例改正を議会にお願いをし、条例を改正し終わってから、当然のごとくこの予算を計上した中で、4月1日より出発するような形で。あなたは、こちらへ行けば地獄、こちらへ行けば天国ではないけれども、綱渡りですよ。課の設置条例が否決になった時点で、機構改革も何も全部終わりですよ。その終わりが予算の中で生きているのですよ。それを議員に審議してくれと言っているのですよ、今回は。

当然のごとく条例を改正するのであれば、4月1日の当初予算に関係することであれば、遅くても12月議会なり9月議会なりで条例を改正しておいて、賛成多数で条例が改正になれば、今度は4月に予算措置と、そういうことではないのですか。

だから、今回は補正予算も間違い、当初予算も間違い、出発から教育委員の問題も間違い、すべてあなたは間違っただけを我々選ばれた議員に提出しているのですよ、審議してください。よく考えてください。

終わります。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 本間議員の正規の予算でということ、小倉議員の場合は間違っている提案をしているのではないかなというようにご指摘でありますけれども、条例案と関連した予算案が提出をされまして、本会議において条例案が否決された場合の予算の取り扱いについてということが地方財務実務提要に記載されているわけです。その提要によりますと、地方自治法の第222条第1項の規定によりまして、新たな予算を伴う案件については、関連予算案が議会に提出されるまで議会には提出してはいけませんというのが示されています。今回の事例ですが、条例改正案とそれを盛り込んだ当初予算案が同時に提出された事例ということになるわけです。その地方財務実務提要によれば、その措置というのは妥当な措置であるというふうにうたわれているわけです。一たん議会に提出された議案が、一方では可決され、他方では否決されるという事例も発生し得るわけですが、これらについてもこの地方財務実務提要によれば、あり得ることだということもされているわけです。

それで、結論的なことになるわけですが、条例案とこれに関連した予算案が提出され、本会議において条例案が否決された場合の予算案の取り扱いをどうするかということになるわけですが、その地方財務実務提要によりますと、予算案をそのまま議決することも修正することも可能だということになっております。すなわち、1つは議会が否決したのであるから、議会において修正すべきであるということを原則としているけれども、予算案はそのまま議決してもよろしいと。また、関連の予算案を当該部分を修正して再提出するということも可能だということが、その実務提要に載っているわけです。

そこで、今回は原案のまま審議していただいて、課の設置条例の否決、それから町長、副町長、教育長の給与の特例に関する条例が修正されたわけでございまして、その部分についてそごが、行き違いを来たしているという部分について、先ほど申し上げましたが、今月中に開催をお願いしたいと考えております臨時会で予算の修正をお願いしたいというものでございまして、議員のほうから何点か出されましたが、そのような考え方で原案で審議をしていただきたくお願いを申し上げるところでございします。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 邑楽町の最高議会の中で決められて否決になった中での事業を不用額として使わない金額を出して、それで書類もどうの、差しかえなければならぬとか差しかえてもいいとかなんて、そんな説明をして、我々は議員ですよ。要らない予算を計上して、議会に審議してくださいと出して、それを審議させて、それでよろしいのですか。

当然のごとく不用額になる要らない金、出せない金を出しておいて、間違ったものだけは金額が今度は後期高齢者は払えないから、何とかまた臨時会を開いてお願いしますと、そんなことで臨時会に集まってくる議員がどこにいますか。

当初予算も決まる前から、審議事項の中で補正でやりますので、お願いいたしますと。課長は苦しいですよ、あなたの姿勢がそうだから。一年の計というか、1年のことを、1年の予算を真剣に課長が考えた中で、その中に今度は全く要らない額があるから、これは補正でやりましょうと。当初予算を決めるときに、補正予算のことまで引っ張り出して説明しなくてはならない、そんなことが何が地方自治法ですか。議会が決めて、課の設置条例が否決になれば、当然のごとく機構改革も何もできませんよ。その金を載せておいて、何が地方自治法ですか。我々議員が決めたのですよ、否決したのは。このまま予算を審議してくださいよなんてよく言えますね、あなたは。どうですか。要らない金額も何もみんな審議するのですか、私どもは予算を。町長、お聞かせ願いたい。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども申し上げましたが、その条例案に関連する予算案が同時に提出されたということで、小倉議員が言われますように、条例案が否決をされたということとございまして、先ほども回答申し上げましたけれども、そういった状況ができていくということはそのとおりでもござ

いますので、議会のほうで原案で審議をしていただいて、それで今不用額という話がありましたが、不用額の分については、特別職の関係になります、それらについても既に原案が修正されていますので、当然不用額という形になるかと思いますが、そういった形で審議をお願いして、先ほど申し上げました臨時会でお願いしたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 この当初予算も、それから補正予算も、間違っているのですよ。間違った予算を議員は審議するわけにはいかないのですよ。間違っていないのですか、町長。町民の中にも、ちゃんとわかっている人がいっぱいいるのですよ。私どもは、反対とも賛成ともまだ言っていないです。出した内容が間違っているのだと、初めから言っているでしょう。地方財政法、地方自治法に照らし合わせれば、この予算は間違っているのですよ。どうしてもこの間違った予算をこの議員に審議させるのですか。

条例と予算は別だと。課の設置条例が否決されたのですから、当然のごとくそれに伴う内容は使える内容ではないでしょう。できる内容ではないでしょう。変更した中で考えなければならない。たまたま国民健康保険、後期高齢者の場合は3,000万、あなた方は1年を11カ月と計算して、3,000万余ったから減額しようと、補正で減額した。減額したら1年は12カ月だったと、1カ月足りないからまた増額すると。そのためには一事不再議だと。これは、今回の会期中にはできないから、今月中にまた臨時会を開いて、1カ月分を減らしたのをまた増やすと、そんな簡単なことで、はい、お願いいたします。議員は通知だけ議長が出せば集まってくる。

私どもは初めに言ったように、選ばれた議員ですよ。責任のある議員ですよ。補正予算を間違っで11カ月で出してしまったから、どうしても足りないから、また臨時会を開くと。また同じ議案で会期中にやることはできないから、改めてまた今月中にやると、そうすると、議員は反対するやつはいない、どうせ払わなくてはならない金だからと。とんでもないことですよ。

あなたが上程したのでしょうか、補正予算だって。全責任者ですよ。失敗を恐れずになんて、よく言えた義理がありますよ。本来ならばすぐ全協を開いて、あなたは土下座ものですよ、はっきり言って。議会が臨時会を許さなければ、この3,000万はどうするのですか。どこから見つけてくるのですか。私は冗談で言ったのだけれども、職員のカンパで3,000万集めたらどうですかと。金の関係であれば、至急臨時会ですか。内容が間違っていれば、法律的に間違っていれば、直す気はなく、何かでごまかして、そのまま通そうとするあなたの考え、間違っていますよ。当然のごとく議会で否決された内容は、予算から削除するのが当然の話ですよ。私の言っていることは余り無理がないと思ひますよ。

終わります。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 過ちに気づいたときには、できる限りの努力をして、そして再度お願いする

というのが普通ではないですか。へ理屈をこねて、何とかごまかそうではなく、気づいたときにできる限りの努力をする、そして謝罪をする。それがあなたは、常にそういう姿勢がないから、こういうことになるのではないですか。議長、どうですか。これは、休憩をして、できる限りのことは執行部にやってもらって、再提出をしたほうがいいのではないですか。どうですか。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 小倉議員の言うとおりですよ。では、百歩譲って私が今言いますよ。では、今町長が言うとおり、この予算をこの場で通しましょうと、次何もないのならいいですよ、それで。町長が言うとおりで、百歩譲って。では、その3,000万の臨時会をなぜ開くのですか。私たちは出ませんよ、そんなことをやったのだったら。

あなたは、最初に謝らないで、何でもそうでしょう、後からおれの言うこと聞けと出すのでしょう。同じことでしょう、今のことだって。道理を通すのですよ、きちんと。臨時会を開いて、3,000万の補正を通すのだったら、当然補正をやってから来年度の予算でしょう。それを逆にやるなんていうのはもってのほかですよ。そうではないですか。きょうで終わるだったらいいですよ、予算が。当たり前ですよ、そんなこと。道理が通らないでしょう。それがわからないような町長ではだめですよ、そんなのは。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 私も正直言って、この予算についても補正についてもそうです。こんな本会議以外に使用しない議場ですから、正しくやるべきだと思います。

それには、今発言されている方は、自分もそれなりに勉強したつもりなのですがそれでも、随分勉強されたかと、そんなふうに思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 石井悦雄議員 そうなのです。町長、もう一度よく話し合って、議員が納得できるような説明をしないと、22年度の予算も進んでいきませんですよ。そう思います。

でも、自分も、今おっしゃったようにいろいろ気になって、総務・文教常任委員会の席でも説明は受けました。でも、質問は一切しなかったです。それはなぜかという、これなのです。間違っていたのです。誤りがあったのです。ですから、説明だけは受けました。これを審議しろというのは本当に無理です。無理もいいところですよ、議会なのですから。22年度の邑楽町を執行していくのですから、その責任者なのですから、あなたは。そういうことを冷静に判断して、もう一度議員が納得できるように説明をいただき、会議を持っていただきたいと思います。

以上です。

〔「答えは要らない」「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時38分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時40分 再開〕

◎日程の追加

○相場一夫議長 3月9日、邑楽町長から提出された議案第24号 平成22年度邑楽町一般会計予算、議案第25号 平成22年度邑楽町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計予算、議案第27号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計予算 議案第29号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計予算 議案第31号 平成22年度邑楽町水道事業会計予算、以上8議案について撤回したいとの申し出がありました。本8議案撤回の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

本8議案撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第24号 平成22年度邑楽町一般会計予算撤回の件

）

議案第31号 平成22年度邑楽町水道事業会計予算撤回の件

○相場一夫議長 議案第24号 平成22年度邑楽町一般会計予算撤回の件から議案第31号 平成22年度邑楽町水道事業会計予算撤回の件までの8件を一括議題とします。

町長から撤回の理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 平成22年度邑楽町一般会計予算、議案第25号 平成22年度邑楽町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計予算、議案第27号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計予算、議案第31号 平成22年度邑楽町水道事業会計予算、以上の予算につきまして撤回をし、修正をして再提出させていただきます。

理由といたしましては、課設置条例が成立しなかったこと等により、一部そごを来している部分が生じている等のためによるものです。よろしくお願いをいたします。

○相場一夫議長 これより議案第24号 平成22年度呂楽町一般会計予算撤回の件から議案第31号 平成22年度呂楽町水道事業会計予算撤回の件までの8件を一括して採決します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第24号 平成22年度呂楽町一般会計予算撤回の件から議案第31号 平成22年度呂楽町水道事業会計予算撤回の件までの8件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成22年度呂楽町一般会計予算撤回の件から議案第31号 平成22年度呂楽町水道事業会計予算撤回の件までの8件を許可することに決定しました。

◎延会について

○相場一夫議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議がありますので、起立により採決します。

本日は、これで延会することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○相場一夫議長 本日はこれで延会をいたします。

なお、あすの会議は午前10時に開きますので、よろしくお願いいたします。

〔午後 3時46分 延会〕